

井原市過疎地域持続的発展市町村計画 (素案)

(令和8年度～令和12年度)
【概要版】

計画策定の経緯・目的、計画の期間

過疎地域に対して総合的かつ計画的な対策を実施するため、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（10年間の时限）」が施行され、本市は「過疎地域とみなされる市町村」として指定されている。

これにより、令和3年度から5年間を計画期間とする「井原市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定するとともに、財政上の特別措置を活用し、本市の持続的発展に資する取組を総合的かつ計画的に推進していく。

令和7年度末に計画期間が終了することに伴い、今後5年間を期間とする計画を策定するもの。

【計画の期間】

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
(10年間の时限)

計画の内容について

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨】

人口減少に伴い地域の活力が低下し、生産機能や生活環境の整備が他の地域に比べて遅れている過疎地域に対して、総合的かつ計画的な特別措置を講じることで持続的な発展を支援することを趣旨としている。

過疎地域の基盤強化を図ることを目的とし、過疎地域の課題解決を加速させ、過疎地域からの自立に向けて、地域資源の活用による地域活力の向上と持続可能な地域社会の形成を進めることが重要としている。

【計画内容の方向性・考え方】

過疎地域の主な指定要件は「人口減少率」であり、本計画（過疎計画）の方向性・考え方は、「井原市第2期総合戦略・人口ビジョン」（令和3年3月策定）の要素を踏まえており、また、岡山県の「過疎地域持続的発展方針」に沿って策定する。

また、各事業については、今後実施が見込まれる事業を含め、「過疎地域からの自立につながる事業」を記載し、必要な財源の確保を図ることとしている。

計画の構成

※基本事項・施策の項目は、過疎法及び総務省通知の作成例を基に構成

基本的な事項（第1章）

- 1 市の概況
- 2 人口及び産業の推移と動向
- 3 行財政の状況
- 4 地域の持続的発展の基本方針
- 5 地域の持続的発展のための基本目標
- 6 計画の達成状況の評価に関する事項
- 7 計画の期間
- 8 公共施設等総合管理計画との整合

施策に関する事項（第2章～第13章）

- 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 第3章 産業の振興
- 第4章 地域における情報化
- 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保
- 第6章 生活環境の整備
- 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進
- 第8章 医療の確保
- 第9章 教育の振興
- 第10章 集落の整備
- 第11章 地域文化の振興等
- 第12章 再生可能エネルギーの利用の促進
- 第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

第1章 4 地域の持続的発展の基本方針

「総合戦略」に掲げる基本目標を踏まえ、本計画の基本方針を定める。

【基本方針】

- ①稼ぐ地域、安心して働く環境をつくる
- ②つながりを築き、新しいひとの流れをつくる
- ③結婚し、産み、育てられるまちをつくる
- ④ひとが集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる

第1章 5 地域の持続的発展のための基本目標

持続的発展の基本方針と関連施策の実施により、本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおり設定する。

目標指標	目標値	社人研推計値
人口	34,246人 (令和12年)	33,651人 (同 左)
社会増減数	△160人 (令和8～12年の5か年累計)	△332人 (同 左)

目標値について

令和3年に策定した「第2期総合戦略・人口ビジョン」の【将来目標人口】

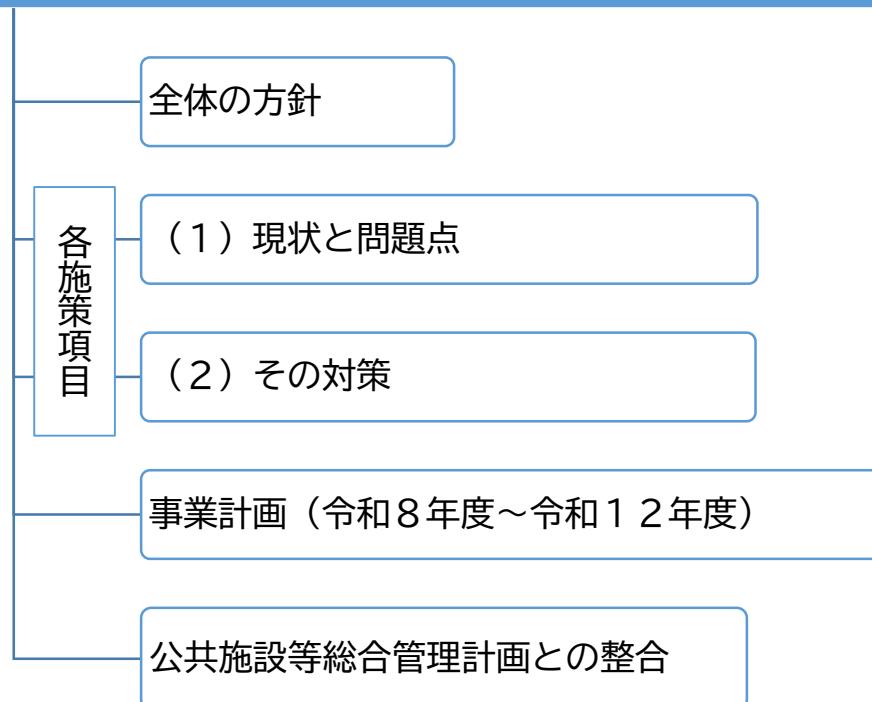
第1章 6 計画の達成状況の評価

本計画の推進に当たっては、各施策の実施状況や効果を評価し、必要に応じて改善を行うため、仕組みとしてP D C Aサイクルに基づく取組体制を確立する。

達成状況の評価及び改善策の提言については、「元気いばら創生戦略会議」において「総合戦略」と併せて実施し、その結果を次年度以降に施策実施に反映する。

第2章～第13章 各章の構成について

各章の構成（第2章～第13章）



第2章～第13章 施策に関する事項

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口減少対策の要として、移住・定住、地域間交流の促進の強化、また、その基盤となる地域を担う人材の育成と活用に重点的に取り組むほか、近隣自治体等との連携による地域経済の活性化、また、各自治体の行政資源を有効活用し、行政運営の効率化を図る。

第3章 産業の振興

少子高齢化による人口減少や産業構造の変化により、あらゆる産業分野で後継者不足や事業継続の困難さが深刻な課題として浮き彫りになっている。そのため、農林畜産業・工業・商業等の各種産業の振興と観光資源の開発に資する支援や取組を積極的に展開する。

4章 地域における情報化

市内全域に整備した光ファイバ情報通信基盤を有効活用し、災害に強い情報通信基盤の構築、行政サービスの充実を図るほか、より多く方が情報通信技術を活用できる環境づくりや、個々のニーズに合ったサービスを必要に応じて利用できる情報化社会の実現を目指す。

第2章～第13章 施策に関する事項

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

地域の継続的な発展と広域的な交流を促すため、道路交通網の整備と交通インフラの計画的な維持管理を行うとともに、交通弱者の日常生活に不可欠な公共交通の持続可能な提供に向けた取組を推進する。

第6章 生活環境の整備

市民が住み慣れた地域で健康で快適に暮らせるよう、上下水道施設の整備・拡充や廃棄物処理、景観保全、防災対策の強化及び住宅・空家対策関連施策などを通じ、安全で安心できる地域づくりを推進する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

相談支援体制の充実、市独自の経済的支援施策の継続による子育て環境の確保を推進する。
また、保健・医療・福祉・介護に係る支援体制の充実に加え、生きがいづくりなどを通じて、高齢者・障害者福祉の向上を図る。
これらの取組や健康づくりの増進を一体的に進めることで、地域ぐるみでの包括的な支援体制の確保に資する取組を推進する。

第2章～第13章 施策に関する事項

第8章 医療の確保

井原市民病院、美星国保診療所の機能充実、医療の質の向上等を図るとともに、市内外の医療機関、介護・福祉・保健分野との広域的な連携を通じて、持続可能な地域医療提供体制の確保に努める。

第9章 教育の振興

子どもたちが確かな学力と豊かな人間性を育み、「ふるさと井原の未来を創るひとつくり」を重点施策として、教育の充実と人材育成に取り組む。

また、児童生徒数の減少、施設の老朽化への対応のため、学校規模の適正化や適正配置を計画的に進め、教育の質の確保と持続可能な学校運営の実現を図る。

さらに、生涯学習・スポーツ・国際交流事業の推進に加え、学校教育や社会教育において計画的な施策を展開し、教育行政の振興、発展に向けた取組を推進する。

第10章 集落の整備

過疎地域の集落の機能を維持するため、住民と行政の連携により、集落間の連携による広域的な支え合い等の取組を積極的に支援し、集落機能の維持・再編及び強化に向けた取組を推進する。

第2章～第13章 施策に関する事項

第11章 地域文化の振興等

「個性ある地域文化を体験できるまちづくり」の実現のため、芸術・文化活動を担う各種団体や拠点となる文化施設の運営及び活動の充実を図るとともに、相互の連携を促進する。

また、貴重な文化財は、井原の歴史や伝統文化を発信する上で大きな役割を担っていることから、その調査・保存を計画的に推進するとともに、積極的な活用を図る。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化を巡る問題は近年ますます深刻化しており、本市の環境や市民生活にも多大な影響をもたらすものである。限りある資源や良好な環境を次世代に引き継ぐため、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーを利用した取組が広く普及した地域づくりを目指す。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

複雑多様化する行政需要への対応と市民サービスの一層の充実に向け、効率的な運営、優れた人材の確保及び適正な人員管理等により、持続可能で効率的な行政システムを確立する。

また、今後一層の厳しさが見込まれる本市の財政運営においては、限られた財源を最大限有効活用し、「将来にわたり持続可能な財政運営」の確立を図る。